

香害による健康被害の解決等を求める意見書について

香害による健康被害の解決等を求めることについて、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会
議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

江川あや
上野和幸
高橋紀博
品田ときえ
高見一典
金谷美奈子

香害による健康被害の解決等を求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤を始めとした合成洗剤、柔軟剤、消臭剤等に含まれる揮発性有機化合物によって、頭痛、めまい、胃腸症状、呼吸障害等の体調不良を訴える人が増加している。

「香害」の言葉でも表現される「新たな環境汚染」として、毎月第1土曜日に「#香害は公害」ツイッターデモも行われ、2021年8月には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が5省庁連名で香害に関するポスターを作成した。また、2022年8月には香害をなくす議員の会も発足し、2024年1月には香害をなくす議員の会、香害をなくす連絡会、カナリア・ネットワーク全国の連名で、業界団体や企業に対してマイクロカプセル香料の長続き製法の見直しを求める8,889名の署名が提出された。少しづつ取組は進んでいるが、健康被害を訴える人は減る気配がなく、香害を起因とした労働災害等の訴えも出始めている。

この問題の根幹は、付加価値として香りや抗菌を時間差で揮発させ長続きさせる揮発性有機化合物が含まれた日用品であるにもかかわらず、その揮発性有機化合物の安全性の評価が日用品であるために調査されないことで、健康被害の実態解明が行われない部分にある。日常的に販売されている日用品の使用が自らの健康被害につながり、他者の健康を害することは、消費者には想像もできない。だからこそ、企業の社会的責任の観点から揮発時の安全性調査は必要である。

よって、政府においては、予防原則の観点から消費者の健康で安心な暮らしを守るため、次の事項を実施するよう要望する。

- 1 日用品に含まれる香料等の揮発性有機化合物についても、安全性の調査を行うよう基準の策定を検討すること。
- 2 健康被害の実態解明に向けて調査を検討すること。
- 3 特に、子供たちの過ごす公共空間における室内空気環境について調査を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会